

川 勝

かわ ひらた

No.122

「税を考える週間」特集号

令和3年11月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

兼人
編集
発行
編者

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



二島新道界わい

二島新道から鳥郷にかけて近年、急速に開けてきた。二、三年前に老人ホーム楽翁荘をたずねたころの鴨生田・畠田付近はまだ雑木の丘があちこち重なるようにあったのが、いつの間にか整地され、新しい家が次々に建っている。広い道路はどこまで伸びるのやら、今までの畑や田地は狭くなるばかり。戦中、戦後の食糧難時代は、わずかな土地でも利用したのがウソのように埋め立てられ、つぶされてゆく。

そういった開発が進められている一方で、若松区の人口は、といえは今のところ大して増加しているようでもないのは、どこで計算を合わせればよいのだろうか。

このところ、日毎に秋が深まり、急に日暮れが早くなった。いま開かれた団地の一角に上がって振り返れば、先ごろ閉鎖した日本板硝子若松工場の高い煙突が夕陽を受けて、何か時代めいてむなしく立っている。

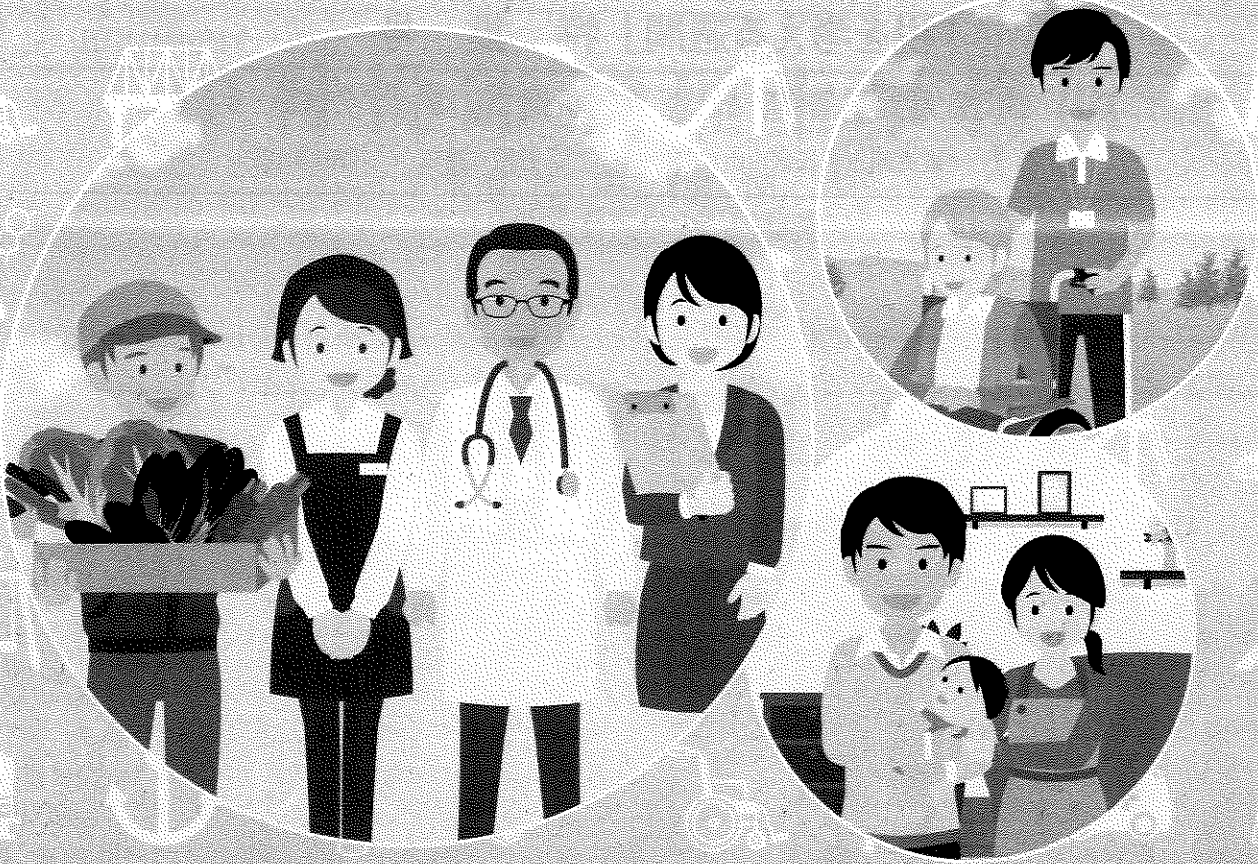
絵文 片山 正信氏

(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より)

遠岡水芦中若若若	税理士会若松支部
賀垣卷屋間松松松	(公社)若松貯連会
町町町町町	若松青色申告会
商商商商商	若松税務相談会
工工工工工	中間商工協議所
会会会会会	

税を考える週間



くらしを支える税について
一緒に考えてみませんか？

期間	11月11日
	11月17日

..... 国税庁のデジタル化の取組

年末調整
年調ソフト
で
効率化

確定申告
スマホ
で
作成・申告

税の相談
チャットボット
で
すぐ回答

税の納付
キャッシュレス
で
らくらく決済

税を考える週間 検索



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号
7000012050002



くらしを支える税

~~~~~ 令和3年度 「税を考える週間」 行事日程表 ~~~~~

| 月  | 日             | 曜                       | 行事名                        | 開始    | 終了    | 主催                   | 場所          |
|----|---------------|-------------------------|----------------------------|-------|-------|----------------------|-------------|
| 11 | 9             | 火                       | ラジオ放送「明日への扉」               | 11:00 | 12:00 | 若松法人会                | エアステーションひびき |
| 11 | 26<br>~<br>29 | 金<br>~<br>月             | 小学生の税の書道展<br>(29日は15:00まで) | 9:30  | 20:00 | 若松税務推進協議会            | サンリブ若松1階催事場 |
| 11 | 中旬~<br>下旬     | 納税表彰(表敬訪問)              |                            | -     | -     | 若松税務署                | 各表彰場所       |
|    |               | 表彰状伝達<br>(高校生の税に関する作文)  |                            | -     | -     |                      | 表彰校         |
|    |               | 租税教育推進校表彰               |                            | -     | -     |                      | 表彰校         |
| 12 | 中旬            | 表彰状伝達<br>(中校生の税についての作文) |                            | -     | -     | 若松納税貯蓄組合連合会<br>若松税務署 | 表彰校         |

## ～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っており、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、また、インターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をツイッターでも発信しておりますので、是非、ご覧ください。

## 表彰者及び受贈者の皆様、おめでとうございます

福岡国税局長 感謝状受贈者

公益社団法人 若松法人会

若松税務署長 納税表彰受彰者

小宮淳之介 (公益社団法人 若松法人会 専務理事)

若松税務署長 感謝状受贈者

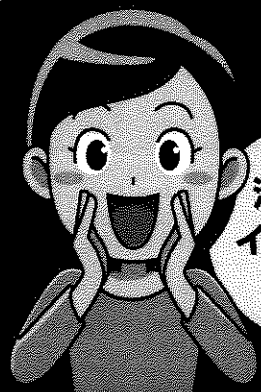
小野 益博 (九州北部税理士会若松支部 副支部長)

森藤 達雄 (公益社団法人 若松法人会 理事)

間税会

事業者の方へ

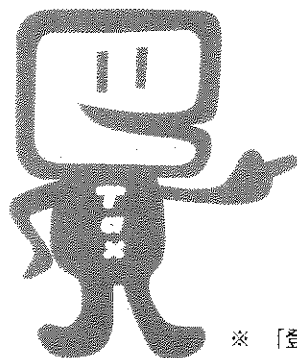
令和3年10月1日

消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請 受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- [e-Taxソフト(WEB版)], [e-Taxソフト(SP版)] をご利用  
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が  
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

### バスハイク中止のご案内

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、当会にご協力いただき、有難うございます。

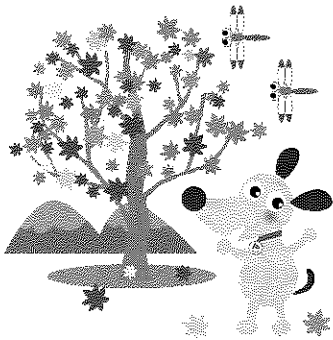
さて、毎年10月開催のバスハイクですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は中止させていただきます。

毎年バスハイクを楽しみにされていた方には誠に申し訳なく、残念ではございますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。



# 法人会の事業活動

法人会

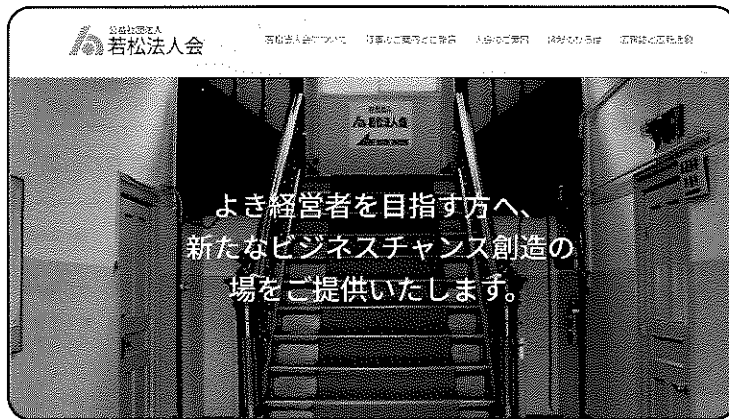


今年も新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、例年通りの事業活動ができなくなりました。

そのような状況でも元気に続けている事業活動等を紹介いたします。

## 若松法人会ホームページをリニューアルしました。

若松法人会ラジオ番組「明日への扉」(AIR Station Hibiki(88.2Mhz))の過去の放送分もYouTubeのアーカイブとしてホームページからご覧(視聴)いただけます。

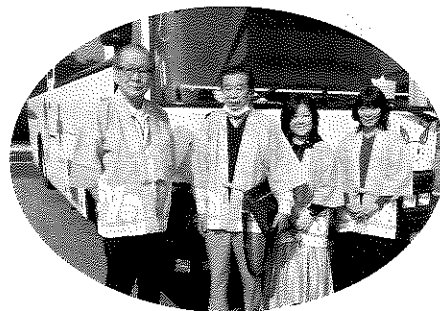


若松法人会ラジオ番組「明日への扉」

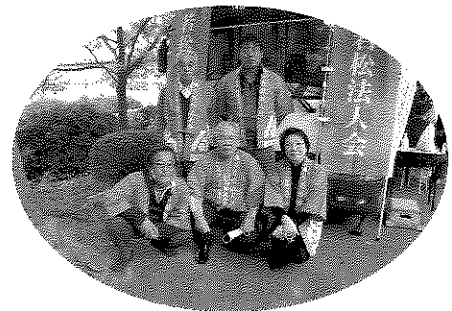


## 献血支援活動

日本赤十字社の献血活動に合わせて献血者にお礼の「パン」を配布する活動を通じて献血を支援しております。



令和2年11月18日  
芦屋支部 献血支援活動(芦屋町役場)



令和2年12月11日  
中間支部 献血支援活動(希望ヶ丘高校)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ **ネット医療相談サービスのご案内**

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、**おひとり様<sup>(※1)</sup>月1回<sup>(※2)</sup>のご相談まで無料で利用いただけます。**

(※1) 役員や従業員である個人を指します。  
(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

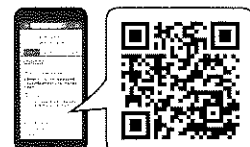
【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Affac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

ご利用はこちらから



# 税務相談所は

# 税のアドバイザーです!

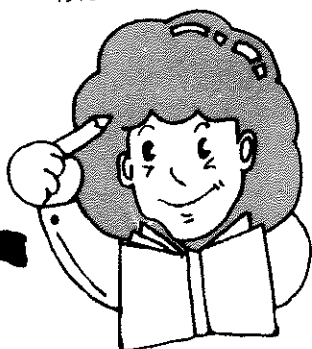
## 税務 相談所

帳簿のつけ方が  
わからない

忙しくて  
人手が足りない

税務署に行くのが  
苦手だ

こんな時にご  
利用下さい。



# 案ずるよりは ます相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り  
になりたい方は、  
(下記の)  
各税務相談所へ

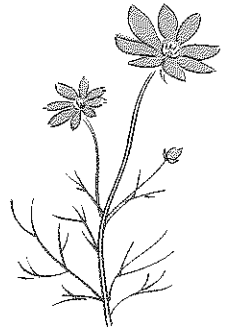
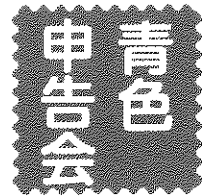


会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
  - ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- 但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい
- ③ 各種手数料……実費程度

〔若松税務署管内の税務相談所〕

|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| 若松税務相談所 | 若松区本町三丁目11-1<br>ベイサイドプラザ若松本館4F<br>(電話) 771-3726番 |
| 中間税務相談所 | 中間市長津一丁目7-1<br>中間商工会議所内<br>(電話) 245-1081番        |
| 芦屋税務相談所 | 遠賀郡芦屋町中の浜9-52<br>芦屋町商工会内<br>(電話) 222-2111番       |
| 水巻税務相談所 | 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7<br>水巻町商工会内<br>(電話) 201-7551番     |
| 遠賀税務相談所 | 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18<br>遠賀町商工会内<br>(電話) 293-0165番    |
| 岡垣税務相談所 | 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36<br>岡垣町商工会内<br>(電話) 282-0294番     |



消費税

インボイス(適格請求書等保存方式)制度

令和3年10月1日 登録申請受付開始

インボイス制度とは

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)が導入されます。これ以降、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、仕入れ先などから受け取った適格請求書などと仕入れの事実を記載した帳簿の保存が求められます。適格請求書を発行できるのは、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。また、課税事業者が、適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

※仕入税額控除とは、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を差し引くことをい、原則としてその差額が消費税の納付税額になります。免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、インボイス制度の導入後、一定期間は経過措置が設けられます。

図1 適格請求書の記載事項 (請求書のイメージ)

現行の区分記載請求書等保存方式 (令和5年9月30日まで)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 請求者             | 青色太郎    |
| 記帳良夫様           |         |
| ●年●月分 請求金額      | 43,600円 |
| ■月1日 割りばし       | 550円    |
| ■月3日 牛肉         | 5,400円  |
| 合計              | 43,600円 |
| (10%対象 22,000円) |         |
| (8%対象 21,600円)  |         |

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ①書類の発行者の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ⑤軽減税率の対象品目である旨
- ⑥書類の受領者の氏名または名称

※受領した書類に④と⑤の記載がなければ受領者の追記が可能。

適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日より)

【記載事項】

現行の区分記載請求書に以下の事項が追加されます。

- ①書類の発行者の登録番号
- ②適用税率
- ③消費税額

※受領した書類に記載がなくとも受領者の追記は不可。  
※税率ごとに区分して消費税額を記載するため、対価の額は税抜きでも可能。

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 請求者                     | 青色太郎 (T1234...) |
| 記帳良夫様                   |                 |
| ●年●月分 請求金額              | 43,600円         |
| ■月1日 割りばし               | 550円            |
| ■月3日 牛肉                 | 5,400円          |
| 合計                      | 43,600円         |
| 10%対象 22,000円 内税 2,000円 |                 |
| 8%対象 21,600円 内税 1,600円  |                 |

※は軽減税率対象

図2 適格請求書の記載事項 (手書き領収書のイメージ)

領収証 No. \_\_\_\_\_

記帳良夫様 ●年●月●日

43,600円

出(●年●月分飲食料品(軽減税率)、消耗品代金として) 上記正に領収いたしました

住所 東京都千代田区神田横河台 2-9 青色太郎

TEL 11234567890123

宛名は、不特定多数の者を相手とする事業の場合、省略可(「上様」も可)

但書きは、標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要。(「お品代として」は不可) また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要 ※レシート(明細書)の添付に代えることも可

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

登録番号の記載 ※インボイス制度導入前において記載することも可

書類の作成者の記載は番号でも可(交付する事業者が特定できる場合に限り)

適格請求書に記載すること

適格請求書とは、取引の相手先などから受け取る領収書(レジペーパーなどのレシートを含む)、請求書、納品書などの書類で、適用税率や消費税額、発行者の登録番号などの記載要件が満たされたものをいいます。書類の様式や名称は問いません。記載事項を区分記載請求書等保存方式とくらべると図1になります。また、手書きの領収書のイメージは図2になります。



適格請求書発行事業者になるためには

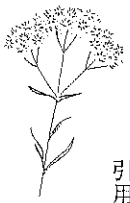
適格請求書発行事業者になるためには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出します。登録申請書は、令和3年10月1日から提出することができます。なお、登録申請書の作成提出は、パソコンやスマートフォンなどからインターネットでおこなうこともできます。

※インボイス制度が導入される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、原則として、令和5年3月31日(ただし、困難な事情がある場合には令和5年9月30日)までに登録申請書を提出する必要があります。

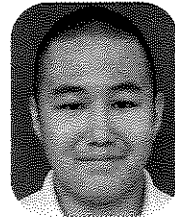
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。

※令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、消費税課税事業者選択届出書の提出は必要ありません。

免税事業者が登録を受けた場合、登録日以降は課税事業者になります。令和5年10月1日に登録を受けた個人事業者の場合、令和5年10月1日からは10月1日から12月31日までの消費税の申告が必要です。



# 納貯連



## 中学生の「税についての作文」

全国審査対象作品(賞未定)

### 「ずっと二元気で」

中間南中学校 三年 梅本 千史

「腕相撲やるかー」  
祖父の家にいくと、いつも祖父は僕に言ってくる。僕の祖父は、前はとても大きくて力が強かった。僕が中学生になり柔道部に入部するといつも「試合はいつか?」「相手はこの中学の誰か?」と聞いてくる。僕の試合結果を気にしてくれ、勝つととても喜んでくれる。僕のこと大好きだ。僕も祖父のことが大好きだ。中学になってもなかなか腕相撲では勝てない力持ちだ。

しかし、祖父は昨年末の冬の寒い時期に、自宅の2階から階段で転げ落ち、骨折で入院した。普段は「痛い」という言葉は絶対言わないが、この時は痛いという声でうなっていた。新型コロナウイルスの影響で僕が病院にお見舞いに行くこともできず退院して帰ってくるのを待った。帰ってきたら腕相撲してやると思いながら。

祖父が退院して自宅に戻ってきたが、前みたいに力強くなかった。体は小さくなり、横になつている時間が多くなった。このままでは動けるものも動けなくなると、父と叔母は病院の先生や役場の人と相談していた。祖父は要支援に認定された。これで社会保障制度の一つである介護保険を受けられるようになったと父から聞いた。ケアマネージャーの方が決まり、何度も祖父の様子を見に来てくれて、どんな支援が祖父に必要なのかを熱心に話してくれた。始めは家の外に出るのを嫌がっていた祖父も「デイサービス」に行き始め、運動器機能を高める練習をしているらしい。理学療法

士や作業療法士などのリハビリの専門の方々が歩行の練習や階段の上がり降り方、筋力を高める運動をするだけではなく、レクリエーションや食事、入浴などの生活援助サービスもしてもらっていると父から聞いた。昭和十年生まれの八十六歳。新型コロナウイルスが落ち着いて、部活の試合を観戦できなくなつたら見に来て欲しい。その時がきたら、絶対試合に勝つて喜んでもらいたい。それまで、たくさんリハビリして元気でいて欲しい。

### 令和3年度 中学生の「税についての作文」受賞者

#### 若松税務署長賞

税というバトンをつなごう

岡垣東中学校 三年 奥村 ゆめ

福岡県北九州西県税事務所長賞

改めてしつた税金の使われ方

北九州市長賞 水巻南中学校 三年 谷岡 徳優

北九州市議会議長賞 進化する税

北九州市教育長賞 二島中学校 三年 則元 志乃

税金にたくした思い 河北中学校 三年 宇治野 遙

若松区長賞 国民の三大義務のひとつ「税金」

中間市長賞 さつかけとなる場所

中間南中学校 三年 古川 美月

僕はよくテレビで、「税金の無駄遣い」という言葉を聞く。色々な人が税金の使い道について意見を言い合い、時にはけんかのように見える場面もあった。本当に、税金は無駄に使われているのだろうか。税金のおかげで祖父は歩けるように練習する場所があり、専門の先生にみてもらい、ずっと寝たきりという危険を避けることができた。税金は無駄ではない。社会で国民の三大義務の一つである「納税の義務」を学習した。義務である代わりに、僕たちはその税金で様々なサービスを受ける権利がある。このことが祖父の件でよく分かった。

「腕相撲やるかー」  
今度は、少し手加減してやろうと思う。ずっと僕と腕相撲して、元氣は祖父をこれからも見ていきたい。

中間市教育長賞 当たり前を、より身近に

中間北中学校 三年 玉木 沙和

若松区長賞 税金に支えられる私達

遠賀町長賞 税に感謝

遠賀南中学校 三年 米倉 優妃

未来をどう変えるのか 遠賀中学校 三年 柚木 菜摘

岡垣町長賞 岡垣東中学校 三年 江中 莉菜

税金の行方 岡垣中学校 三年 大谷 桃羽

水巻町長賞 軽減税率と女性

水巻南中学校 三年 守田 陽菜

それ本当に必要? 水巻南中学校 三年 平城 夏凜

若松区長賞 国民の三大義務のひとつ「税金」

中間市長賞 さつかけとなる場所

中間南中学校 三年 古川 美月

**中村 誠 税理士事務所**

税理士 **中村 誠**

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号  
TEL 791-6877  
FAX 791-6877

(公社)若松法人会会長賞

税金で助け合い 高須中学校 三年 木下茉莉花

若松税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

世界を救う 向洋中学校 三年 山下 真凜

税金と私たちの暮らし 中間東中学校 三年 花田 薫子

若松税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

税の役割とは 若松中学校 三年 江尻 希

人を幸せにするための税金 石峯中学校 三年 川野なつみ

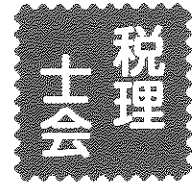
未来の主人公 中間中学校 三年 末次 麻輝





## (インボイス制度関連) 公表サイトの開設

令和3年10月1日に国税庁適格請求書発行事業者公表サイトが開設されました。  
登録された適格請求書発行事業者の情報は令和3年11月1日以降に公表サイトに掲載され、登録番号の検索等の機能についても同日より可能となる予定です。



(五十音順)

### 税理士会若松支部

| 氏名    | 事務所所在地                                    | 電話               | 氏名    | 事務所所在地                                  | 電話               |
|-------|-------------------------------------------|------------------|-------|-----------------------------------------|------------------|
| 穴井 秀幸 | 遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号                         | 283-2445         | 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号                    | 741-5775         |
| 井浦 幹夫 | 中間市東中間1丁目7番3号                             | 243-1188         | 田口 真崇 | 小敷ひびきの3丁目5番1号<br>田口和博税理士事務所             | 741-5775         |
| 石田 光明 | 遠賀郡岡垣町戸切1387                              | 281-5005         | 竹内 清二 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                 | 761-4125         |
| 石田 義英 | 中間市中央2丁目5番23号                             | 245-6748         | 竹内 治美 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                 | 761-4125         |
| 伊藤 道夫 | 中間市弥生1丁目14番43号                            | 245-4372         | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号                         | 090<br>8625-7000 |
| 猪原 清典 | 北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号                       | 742-2910         | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号<br>アビル2F              | 751-0030         |
| 宇野 耕一 | 遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号                          | 201-1671         | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号                   | 282-2825         |
| 大津 康裕 | 北九州市若松区東二島5丁目14番69号                       | 980-4425         | 中村 悦郎 | 北九州市若松区白山1丁目7番3号                        | 771-4355         |
| 大庭 祥功 | 〃 本町3丁目2番23号                              | 751-3021         | 中村 誠  | 〃 東二島5丁目9番22-207号                       | 791-6877         |
| 岡部 勝成 | 〃 大字大鳥居425番地                              | 741-4403         | 中村 淑恵 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計               | 761-4125         |
| 小野 益博 | 〃 片山1丁目6-1-102号                           | 791-7005         | 奈須 翔平 | 〃 棚田町12番47号                             | 090<br>6612-5063 |
| 片山 和博 | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号<br>K&Kビル2F              | 203-3001         | 西澤 勉  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号                      | 282-5792         |
| 加藤 博道 | 〃 遠賀町大字別府3178番地3                          | 701-4180         | 西田 均  | 〃 水巻町宮尾台5番12号                           | 980-2190         |
| 木村 博俊 | 〃 岡垣町旭台3丁目11番4号                           | 283-0380         | 二宮 良則 | 〃 岡垣町高倉713番地1                           | 283-4393         |
| 工藤 泰則 | 中間市中間3丁目18番5号                             | 246-1685         | 仁部 義宏 | 中間市岩瀬1丁目8番1号<br>東海倶楽部 I-203号            | 246-1703         |
| 久保田浩一 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所       | 282-2825         | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号                         | 751-0705         |
| 倉地 和敏 | 〃 南高陽6番12号                                | 282-2496         | 野上 浄治 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号                         | 553-0290         |
| 古後 和弘 | 北九州市若松区鳴生田3丁目14番5号                        | 791-5881         | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号                               | 283-4027         |
| 小竹エリナ | 〃 ひびきの1番8号-3階<br>武藤淳税理士事務所                | 616-8218         | 濱崎 恭  | 北九州市若松区本町3丁目11番1号<br>ベイスайдプラザ若松本館4F    | 761-6993         |
| 小林 香織 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所       | 282-2825         | 原 和枝  | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号                       | 201-6461         |
| 近藤 邦雄 | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号                         | 201-5591         | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                      | 741-5556         |
| 坂口 充笑 | 中間市大字下大隈1703番地                            | 244-4451         | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号                           | 244-5608         |
| 坂口 誠一 | 北九州市若松区用勺町30番6号                           | 701-3078         | 平島 靖元 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号<br>大庭祥功税理士事務所         | 751-3021         |
| 坂根 洋輔 | 〃 本町3丁目11番1号<br>ベイスайдプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所 | 761-6993         | 深田 満子 | 遠賀郡岡垣町大字高倉575番地                         | 283-2345         |
| 澤田 一弘 | 〃 青葉台西5丁目17番2号                            | 555-1894         | 藤本 泰秀 | 北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号                     | 741-4894         |
| 柴田 拓保 | 〃 本町1丁目9番8号<br>プレステージ本町301号               | 090<br>2732-6266 | 古津 剛  | 遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号                      | 293-3945         |
| 城野 博美 | 遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号                          | 293-7137         | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号                      | 741-2765         |
| 白石 哲則 | 〃 大字上別府594番地                              | 293-9278         | 松田 剛和 | 遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号                         | 291-5601         |
| 鈴木 良樹 | 中間市土手ノ内3丁目35-27                           | 980-1135         | 武藤 淳  | 北九州市若松区ひびきの1番8号<br>北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218         |
| 須山 博文 | 〃 通谷3丁目30番16号                             | 555-8533         | 山根 慎一 | 〃 高須南5丁目1番13号                           | 741-3205         |
| 副田 義男 | 北九州市若松区二島6丁目4番55号<br>第5竹ビル3階              | 701-3567         | 横山 了子 | 中間市通谷1丁目19番33号                          | 090<br>7983-9766 |
| 高司 靖  | 中間市岩瀬西町4番39号                              | 245-5491         | 吉田 秀樹 | 〃 鍋山町16番1号                              | 245-5857         |
| 高瀬 浩司 | 遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号                       | 282-1675         |       |                                         |                  |

#### 税理士法人

| 名称         | 事務所所在地           | 電話       |
|------------|------------------|----------|
| 税理士法人 竹内会計 | 北九州市若松区白山1丁目9番4号 | 761-4125 |

## 県税だより

《福岡県と県内全市町村からのお知らせ》

～事業主の皆さまへ～

◆福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底しています！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

特別徴収は、従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けますし、納税を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配もありません。また、税額計算は市町村で行いますので、所得税のように事業主の方が毎月計算する手間はありません。

原則として全ての従業員の方が対象となりますが、県内市町村統一で設定した基準に該当し、かつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで特別徴収を行わないことができます。

この手続きがない場合は特別徴収となります。該当する場合はお手続きをお忘れなく！

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

福岡県 特別徴収推進

検索

お問い合わせ先

【制度に関すること】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班

☎092・643・3049

【手続きに関すること】

各市町村個人住民税担当課

## 市町村税だより

《年途中で土地の売買をした場合》

Q 私は令和2年12月22日に、自己所有地の売買契約を締結し、翌年の令和3年1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。令和3年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？

A 令和3年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、土地・家屋はその年の1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになっています。

《住宅を新築した場合》

Q 私は平成29年9月に住宅を新築しましたが、令和3年度分から固定資産税が急に高くなりました。なぜでしょうか？

A 新築の住宅が一定の条件に当てはまる場合、新たに固定資産税が課税される年度から3年度分(地上3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分。ただし、長期優良住宅に該当する場合は、各2年度分延長されます。)は、一戸当たり120㎡までの固定資産税(家屋分)が2分の1に減額されます。

あなたの場合は、平成30・令和元・2年度の相当部分の税額が2分の1に減額されましたが、令和3年度は減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

※固定資産税の制度について詳しいご説明が必要な場合は、お住まいの市町村の固定資産税窓口にお尋ねください。

## 雑談室

### 猫が油を舐めるのは何故？

「猫可愛がり」という言葉があるくらい人から大切にされる猫。古代エジプトではバステト神として崇められたり、タイやベトナムでは十二支に猫が登場したりと昔から人間とは縁の深い存在です。

しかし、江戸時代から伝わる「化け猫伝説」では人を恐怖に陥れる存在として描かれてしまします。さて、化け猫をイメージする時は皆さんどういったイメージを想像しますか？

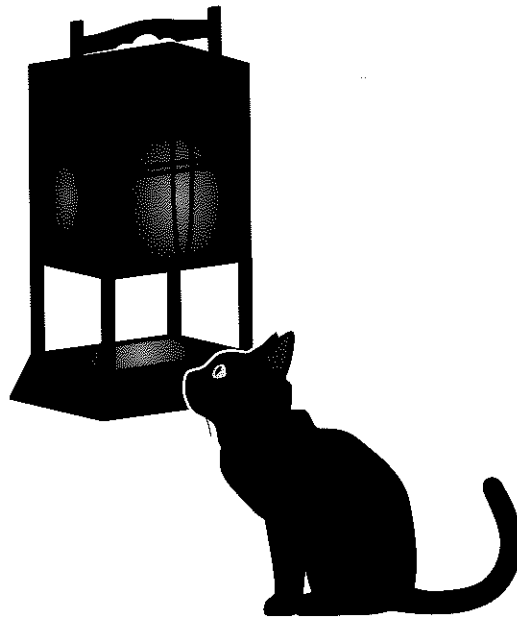
きっと「枕元の灯かりで影となって浮かび上がる、油を舐める姿」ではないでしょうか。では何故枕元に油があるのかと言えば、そこに行灯があつたから、というわけで今回のテーマは「灯かり」です。

人類が初めて発見した人工的な灯かりは「焚き火」でした。かの北京原人も木を燃やした灯かりを使っていたそうです。その後数万年前には動物からとった油を燃やして室内の明かりとしていましたが、悪臭がするという理由で徐々に植物の種子を絞った油が使われるようになりました。日本では島国ということもあり動植物の油とともに魚油が値段の安さから重用されてきました。特に鰯油が多かったことから件(くだん)の猫が舐めたのは灯かりから好物の鰯の匂いが漂ってきたからと推察されます。

江戸時代からは蠟燭も普及し始めますが、檀(ハゼ)や漆(ウルシ)の実から作る和蠟燭は

当時一本二百文(四千円)程度と高価で庶民には高嶺の花でした。

明治時代になると都市部ではガス灯がお目見えします。しかし配管など設置が難航することに加え震災による大火の原因になったことから、同時期に登場した石油ランプに一般の需要は集中しました。しかし、明治二十年代になると物を燃焼させた灯かりから電氣を使った灯かりに大きく変化します。



1879年、アメリカのエジソンが京都の竹をフィラメントに使った電球で特許を取得し

ます。しかしその一年前、イングランドの物理学者スワンが炭素フィラメントを使った電球で特許を取得していました。その後エジソンはスワンに対し特許を侵害しているとして告訴寸前までいきましたが、両者は共同で会社(通称エジソン)を設立し和解します。二十世紀に入ると寿命が長いタンクステンを使った電球

が開発され現在に至りますが、1937年にアメリカのGE社から蛍光灯が発売されると低電力と発熱の低さ、寿命の長さと明るさから電球から蛍光灯への取替えが進みました。実は蛍光灯の開発には元エジソン社の社員、ニコラ・テスラが関わっています。テスラとエジソンの確執は有名で交流を活用したテスラに対し直流で勝負してきたエジソンは交流のネガティブキャンペーンを実施し、その最たるものとしてエジソンは交流を使った残酷な電氣椅子を発表します。しかしご存知の通り世界中で利用されている電力網は交流送電、テスラ側が勝利しました。アメリカの電氣自動車メーカーのテスラ社はニコラ・テスラへの賞賛を込めて名付けられました。

そして現代の主たる照明は蛍光灯からLEDに取って代わります。1960年代のLEDと言えば赤色の砲弾型LEDしかありませんでしたが、その後の開発で黄、青、緑と発色が増え、1997年に表面実装型白色LEDが開発されると一気に照明器具として浸透しました。消費電力が同じ明るさの蛍光灯と比べて二分の一で寿命は三倍、導入コストが少々高くても数年で元を取るランニングコストの低さです。

数万年の時を経て焚き火からLEDまで進化してきた私たちに身近な灯かり。日頃当たり前のようにその恩恵に被っていますがたまには照明を落とし電球ひとつ、蠟燭一本を燈し、灯かりの大切さを感じてみるのは如何でしょうか。

(猫介)

# 中尾寿子 税理士事務所

税理士 中尾 寿子  
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号  
TEL 282-2825  
FAX 283-1817

# 中村悦郎 税理士事務所

税理士 中村 悦郎  
北九州市若松区白山1丁目7番3号  
TEL 771-4355  
FAX 761-6603

# 仁部義宏 税理士事務所

税理士 仁部 義宏  
中間市岩瀬1丁目8番1号  
TEL 246-1703  
FAX 246-1704

# 高司 靖 税理士事務所

税理士 高司 靖  
中間市岩瀬西町4番39号  
TEL 245-5491  
FAX 245-5492

# 松田剛和 税理士事務所

税理士 松田 剛和  
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号  
TEL 291-5601  
FAX 291-5602

# 大庭祥功 税理士事務所

税理士 大庭 祥功  
北九州市若松区本町3丁目2番23号  
TEL 751-3021  
FAX 751-5279